

財政難の責任は市民にはない

民生予算を確保し暮らしを守る防波堤に!!



厚生委員会 12月18日

中原ひろみ議員の質問

市民の暮らしと密接する予算は削減せず最優先で確保を

市が発表した次期財政健全化計画(04～07年度)の素案は、扶助費を含む事務事業の見直しで410億円、特別会計・企業会計の見直しで90億円削減する目標を掲げています。

中原議員は、介護保険事業や国民健康保険事業など、市民の暮らしと密接する予算を、これ以上どう削減しようとしているのか質問しました。

社会局は、市が実施している115事業について、「実施時には市民ニーズがあつたが、その後のニーズや経済情勢の変化をうけ、現時点での必要性や効果などを改めて検討する必要がある」と述べ、介護保険事業や国民健康保険事業介護については、収納率の向上を図る考えを示しました。

社会局長「市民生活を支援する観点で予算編成にのぞむ」

中原議員は、現状でも広島市の民生費が政令市のなかで最低クラスなのに、財政難を理由にさらに民生費を削減すれば、広島市の福祉はなくなってしまうと指摘。「市民には財政難の責

任も原因もない」と強調した上で、新年度予算の編成にあたって福祉予算を最優先で確保する覚悟で望むよう求めました。

守田貞夫社会局長は、財政健全化計画の素案は、厳しい財政状況をどう立て直すかという観点から財政局が中心となつて計画したものであり、素

児童館の指導員は「複数体制が基本」

指導員の1人勤務の解消を早急に

児童館は、土曜・長期休みの児童の居場所として、朝9時から夕方4時まで開館していますが、開館後1時間は、指導員1人の勤務となつています。

指導員からは、「事件が発生した場合、1人では対応できない」と複数体制を強く望む声があり、中原議員は複数体制の必要性についてたどりました。

市は、土曜日の児童の出席人数は約5人と少なく、1人勤務となる時間帯も1時間であり、これまで緊急の事故も発生していないと述べ、1人指導でも対応できるとの見解を示しました。

これに対し中原議員は、人数の少なさや時間の短さで判断する市の態度は問題と指摘。池田小学校など殺傷事件も発生するなか、危機管理上、複数体制が基本ではないかと、市の考えを再度たどりました。

案に掲げられた削減目標は、各局との協議で決まったものではないと説明。

また、扶助費が中心となる社会局の予算については、財政再建計画が決定したのち、財政局、市民、議会とも協議し、「市民生活をどれだけ支援できるか」という観点で、市政に反映していきたい」と答弁しました。

市は、財政上、困難な状況にあるとしながらも、1人勤務を解消するため

に、地域ボランティアの協力を得るなど検討していくと答弁しました。

平日午前中の児童館利用の広報を

中原議員は、若いお母さんから、「同年代の子育て中のお母さんたちとの交流の場や、親子リズムなど活動の場として児童館を使いたい」との声が出ていることを紹介し、「平日の午前中に児童館が利用できることを、お母さんたちに広く知らせるべき」と提案しました。

市は、「現在でも、未就学児童を対象とした子育てサークルなどへの時間外開放をしている。児童館は無料であることも含め、地域の子育て支援の推進のために活用してもらえよう広報したい」と答弁しました。

シンポジウム

大型焼却炉とゴミの減量を考える

食の安全とゴミの減量を考える実行委員会主催

とき:2月14日(土)午後1時30分～4時 ところ:安佐南区民文化センター 3階 大会議室

パネリスト:岩佐恵美さん(日本共産党参議院議員)

中根周歩さん(広島大学大学院教授・環境生態学)

竹内 功さん(広島市環境局環境政策課 課長)

問い合わせ先

広島北民主商工会 TEL 082-879-4060

実行委員会事務局・名越 TEL 082-873-6980

# 「3号被爆の定義」の見直しを

## 被爆者健康手帳の申請

# 10人以上の基準は

# 法律よりも厳しく科学的な根拠もなし



広島に原爆が投下されて58年が経過しました。現在、被爆者健康手帳の申請者は578人で、その約2割(125人)が、救護・看護等で「3号被爆」の申請をされています。

ある3号被爆の申請者は、申請後3年半も経過した2002年8月に「一日当たり10人以上の被爆者を救護・看護した」という要件を満たす確証が得られなかったとして「却下」され、不服審査申し立てをされました。

このような不服申し立てが多いことから中原議員は、市が内部基準とする「3号被爆の定義」の「一日当たり10人以上の被爆者の救護・看護」との審査基準について、次の角度から見直すべきだと訴えました。

(中原議員)国が援護法(第一条の三条)で定めた「被爆者の定義」よりも広島市が内部基準で運用している「被爆者の定義」の方が厳しいのは問題。「10人」の根拠は何か？

(市)国の援護法には「被爆者の定義」の具体的な要件は定まっていない。運用にあたり、審査基準を明確にしたいと、昭和43年9月に、広島県が厚生労働省と協議し、10人以上の被爆者の救護、看護等に従事したことを3号の被爆者の定義として定めた。本市も昭和48年8月に広島県と同一内容で定め、現在もこれにより運用している。

一日当たり10人とした理由は、昭和43年に広島県が被爆者の定義を定める際に、放射線医学の専門家に相談し、救護所等で被爆者の看護や死体処理などを行った場合、人体に及ぼす放射線の影響は50人位を数日間、直接に取り扱った場合には影響があるのではないかとの意見があった。それを元に、それまでの取り扱いも踏まえて、放射線の影響があると考えられる最低線として50人を10人、数日間を一日とした。

(中原議員)昭和43年当時の医学では未解明だったが、低線量被爆が人体に及ぼす影響が大きいことが近年では明らかになりつつある。35年も前の放射線医学を基礎にした基準には科学的な根拠はない。

しかも、この「一日に10人」の規定は、市発行の「被爆者ハンドブック」にも、「被爆者健康手帳申請書の記入上の注意と記入例」にも「被爆証明書の記入上の注意と記入例」にも明記されていない。なぜ公表しないのか。審査基準は公にしなければならぬという「行政手続法」(第2章5条3項)に違反している。

(市)「被爆者ハンドブック」には、多数の死体の処理という言葉で表現している。「多数」とは一日10人以上と定めて運用している。被爆後半世紀以上が経過し、申請者も証人も高齢化して記憶が薄れているので、10人以上ということをも明記した場合には、申請者がその適否を自己判断され、申請する機会をせばめられることを懸念し公表していない。また、救護の申請の相談があった場合は、面接で10人以上という基準があることを説明している。審査基準の「10人以上」という数値は記入していないが、行政手続法に基づき、標準処理期間を書いたものをファイルして窓口に置いている。

(中原議員)審査における証人への質問で、「申請者が10人以上の看護をしていたかどうか」は聞かずに、「当時、水を飲ませたのはコップか湯のみか」などという不可解な質問だけだったという事例もある。却下理由にするほどの基準であれば公表すべきであるし、証人にもきちんと正面から聞くべき。また、申請者が質問しなければ示さないという審査基準は、「あいまい」な基準の証。国も内部基準について自治体の裁量に任せることになっている。被爆者の定義を見直すべきだ。

(市)救護・看護で決めている被爆者の定義は、全国の共通の審査基準であり、長年この基準で運用してきた。10人という数を確認することは必要だ。

(中原議員)事実の一つしかない。被爆者の救護・看護に従事したという事実さえ確認できれば、認定をすべき。

## 神田山荘

### バリアフリーへ方向転換

## 障害のある方でも「一人」で宿泊できます

市が、被爆者の保養施設として設置した神田山荘では昨年、ろうあ者の宿泊を断る事例があり、怒りの声が市議団に届けられていました。この問題は、昨年の12月議会でも取り上げましたが、市は「体の不自由な方の宿泊は出来る限り付き添いの方と一緒に利用していただきたい」とする態度に終始していました。

しかし、この11月に、熊本県の温泉ホテルがハンセン病

元患者の宿泊を拒否したことが、大きな社会問題になったように、障害を理由に宿泊を拒否することは、人道上も認められません。

中原議員は、改めて実態を聞き、市の方針を確認しました。市は、現在では、付き添いの有無を問わずに宿泊できるようにしていると答弁。社会局長は、「市民の方への周知とご本人には謝罪したい」との意向を示しました。